

平成 2 9 年

第 2 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

平成 2 9 年 6 月 2 1 日 (水)

平成29年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月21日(水) 開議 午前10時00分
閉会 午前10時38分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 加藤彰男</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 柴田吉夫</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 峯田明</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 伊藤久代</u>
<u>9番 伊藤芳孝</u>	<u>10番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 加藤彰男</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 柴田吉夫</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 峯田明</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 伊藤久代</u>
<u>9番 伊藤芳孝</u>	<u>10番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	伊藤明博
税務会計課長	伊藤知幸	振興課長	長野好孝
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 加藤寿基

出席議員の報告

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第42号 東栄町介護保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第45号 平成29年度東栄町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第46号 平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第47号 平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第48号 平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第49号 平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 承認第3号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長(伊藤芳孝君)

ただ今の出席議員は10名です。欠席はありません。定足数に達していますので、ただ今から「平成29年第2回東栄町議会定例会」を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてあるとおりでございます。

追加上程

議長(伊藤芳孝君)

ここでお諮りいたします。日程第7の次に、日程第8、承認第3号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』と日程第9『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の2案件が、本日追加提案されましたので上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって日程第8、日程第9を追加することに決定しました。

委員長報告

議長（伊藤芳孝君）

日程第1『委員長報告』を行います。去る、6月8日の本会議において、各委員会に付託いたしました案件に対する審査結果について、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに「総務経済委員長」の報告をお願いします。

（「はい、8番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

8番（柴田吉夫君）

総務経済委員会は、6月8日本会議におきまして議案3件を付託されました。これを受けて6月14日金曜日ではありますが、午前10時より会議室におきまして委員全員と執行部より町長はじめ副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長並びに議会事務局長出席のもと付託された議案3件について審議をいたしました。

審査の経過と結果について報告をいたします。議案第45号平成29年度東栄町一般会計補正予算第2号について関係分を議題とし、補正予算説明書歳出から質疑に入りました。委員より「10ページ2款1項7目15節定住促進空き家改修工事について、新聞で入居者募集の記事が掲載された。3件の空き家改修工事費と理解して良いか」。担当係長より「見込みどおりである。古戸地内、足込地内、三輪地内の空き家3件の改修工事である」との回答。委員より「1件あたりの工事費はいくらか」。担当係長より「古戸の空き家が9,914千円。足込の空き家が6,052千円。三輪の空き家が5,076千円の見積もりである」との回答。また委員より「11ページ同日19節空き家活用支援補助金について、15節定住促進空き家改修工事で入居される人は関係ないか」との質問。担当係長より「関係ありません」という回答でありました。委員長から「15節の定住促進空き家改修工事と19節の空き家活用支援補助金について違いについて説明するよう」に求めました。担当係長より「15節定住促進空き家改修工事は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金600万円をうけて、町が事業主体で住宅を借り受け東栄町に定住を希望する家族を対象として要望にそった改修を行い、10年間の賃貸契約を実施する事業である。19節空き家活用支援補助金につきましては、町単独事業で所有者と借主の合意で契約した際のリフォーム工事費と家具等の撤去費用を上限50万とし、2分の1補助金を助成する事業である」との回答がありました。委員より「応募者による見学会が予定されているが、申込み状況はどうか」。担当係長より「見学会は6月24日に実施するが、今のところ応募者はいない。問い合わせは3件あった」との回答であります。委員より「15節定住促進空き家改修工事は、入居予定者の希望を受け工事を実施するとの説明であったが、応募前に予算計上されているのは何故か」。担当課長より「本事業は、国の交付金の決定を受けて実施するものである。年内に事業を完了させなければならないこと、記載の申請など事務上の諸手続きから本定例会に予算計上した」との回答。委員より「入居希望者の要望によって工事費が変わると理解して良いか」。担当課長より「その通りである」との回答。また委員より「事業の改修費用の上限は、500万と記憶しているが古戸地区の空き家改修費は、9,914千円である。問題はないか」。担当課長より「改修費の上限500万とすることは、決まりがない。これまで実施をしてきた改修費は500万前後であったが、今回改修する空き家は若干費

用が嵩む」との回答。委員より「3件の工事費はそれぞれ違っている。工事費は家賃に反映されるか」。担当課長より「家賃は、35千円から28千円と設定している。工事費が多くなった空き家は町の持ち出しが多くなる」。また副町長より「空き家住宅の活用は、入居者の家賃は一定で工事費が大きくなった部分は空き家の所有者に支払う賃借料が減る仕組みになっている。ただし、最低1万円の保証はしている」との補足回答がありました。

続いて、第4款1項3目環境衛生費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費の質疑に入りました。委員より「22ページ6款1項2目の鳥の市関係予算について、当初の地域活性化センター補助金が不採択となり、観光施設費等補助金に切り替えることにより、実行委員会に委託するための科目構成との説明があったが、このことにより外部審査等はどうなるか」。担当係長より「外部審査は行う。事業の全てを委託料にした」との回答。また委員より「委託先はどこか」という質問に対し担当係長より「協議会を作り、委託する」との回答。委員より「レシピの応募等募集はしているか」との質問に対し担当係長より「夏休みを中心に実施するので、チラシ等はこれから用意する」との回答。委員より「6款1項3目19節県観光協会負担金について、飯田線開通80周年と関連はあるか」。担当課長より「飯田線開通80周年とは関係がない。愛知県の大型キャンペーンとしてJRとの関連事業の負担金である」。また委員より「23ページ6款1項4目13節清流の恵み満喫プラン委託料について、どのような事業か」。担当係長より「川をテーマにしたイベントで、巻き網漁を観光のコンテンツに出来ないか。漁協、とうえい温泉、千代姫を運営する三健会、東栄タクシー、観光まちづくり協会等で協議会を作り委託することを考えている」との回答でした。

委員より「6款1項1目11節修繕料について、前回メンテナンス休業をして修理した部分以外の修繕か」との「また今回の修繕は臨時休業など、来場者に迷惑をかけることなく実施出来るか」との質問に対し担当係長より「新規の修繕と前回に加えての修繕もある。また臨時休業も必要な修繕であり、関係者と協議の上実施したい」との回答。また委員より「休業日を利用するなど、来場者への影響を少なくしていただきたい」との要望に対して担当課長より「来場者に迷惑をかけないように計画をするが、老朽化、劣化の激しい部分があり、故障を未然に防止するには配管を大きく変えなければならないため、3日程度の休業を必要とする工事を予定しているので、ご理解をいただきたい」との回答でありました。

以上で歳出を終わり、歳入については委員会所管分全般について質疑を行いました。

委員より「8ページ19款5項1目3節の清流の恵み満喫プラン参加負担金について、参加人数はどのくらいを見込んでいるか」。担当係長より「50人を見込んでいる」との回答でありました。

以上で議案第45号の質疑を打ち切り、討論に入るも討論もなく、採決の結果議案第45号平成29年度東栄町一般会計補正予算第2号について関係分の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とし、補正予算説明書歳入歳出全般について質疑を行いました。特に質疑なく、討論に入るも討論もなく、歳出の結果議案第47号平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件は、原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第48号平成29年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についての

件を議題とし、補正予算説明書歳入歳出全般について質疑を行いました。特に質疑なく、討論に入るも討論もなく、採決の結果議案第 48 号平成 29 年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）についての件は、原案のとおり可決するべきものと決しました。

委員会終了は午前 10 時 26 分でございます。以上で総務経済委員会に付託されました議案審査経過等の結果と報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。次に、「文教福祉委員長」の報告をお願いします。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第 42 号東栄町介護保険条例の一部改正について、議案第 45 号平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）関係分について、議案第 46 号平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 49 号平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）についての計 4 議案が付託されました。

6 月 15 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下、審査において質疑・答弁があった議案について、主な内容を報告いたします。

なお議案第 42 号東栄町介護保険条例の一部改正について、議案第 46 号平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 49 号平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）についての 3 議案については、質疑はありませんでした。

議案第 45 号平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）関係分についての質疑です。

委員より「32 ページ 9 款 5 項 3 目 19 節 B & G センターインストラクター養成講座研修負担金の詳細と受講者」について質問がありました。担当課から「教育委員会が B & G 海洋センターの事務局になっている。事務局として、レクリエーション指導や施設の運営に係わって青少年の育成、地域の健康増進を目的に事業を行っている。講座研修負担金は、B & G インストラクターが水泳指導と海洋レクリエーションの指導の両方の実技指導をするための研修として負担するものである。また研修の受講者は町職員である」との回答でした。

なお議案審査ののち、委員より「今後の介護保険事業と東三河広域連合との進捗状況」について質問がありました。委員より「平成 30 年度に東三河広域連合で介護保険事業の統合が行われるが、現在の状況や今後の動きについて聞かせてほしい」との質問がありました。住

民福祉課長から「現在、平成 30 年度から 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画の策定作業、システム統合に向けたデータ移行などの作業をしている。今年度の 12 月議会、3 月議会に向けて、各自治体の条例の廃止、また広域連合条例の制定に向けての準備が進められている。スケジュールは厳しいが、広域連合の介護保険準備室で順調に進められている。なお介護保険事業の会議は、担当者レベルのワーキングは月に 3～4 回、また課長会議が月 1 回、部課長会議が 2 か月に 1 回ぐらいのペースで行われている。これらを積み上げたものを副市町村長会議にあげて、最終的には管理者、副管理者である市町村長の会議で決め、広域連合議会に諮るという手順で進んでいる」との回答でした。

委員より「保険料はどのようになるのか、また広域連合として統一ができるのか」の質問がありました。副町長及び担当課長から「事業計画の事業内容によって保険料が決まってくる。具体的な額はまだ検討していないが、年末から来年 1 月頃には案が示される予定である。そして来年 2 月の広域連合議会で議決されれば保険料が決まる。なお現在は第 7 期の介護保険事業計画を策定している段階であり、市町村長会議でも段階的で、まだ 3 分の 2 弱ぐらいしか示されていない。12 月には保険者統合に伴う規約の変更が必要になってくるので、議会にもお諮りすることになる。保険料の統一は、広域連合議会の一般質問でも「介護保険料は統一をする」と答えている。ただし、介護保険準備基金を保険料に充てて減額するのかなどは、まだ決まってははいない。広域連合議会で部長が「介護保険の基本的な部分については統一をする」と発言をしており、これが公式発表である」との回答でした。

委員より「統合に向けての各種会議が行われているが、県の担当課も会議に参加しているのか」の質問がありました。担当課長より「愛知県は介護保険事業の会議には入っていない。なお東三河広域連合・介護保険準備室は愛知県の高齢福祉課と連絡を取り合って調整を進めている」との回答でした。

なお副町長より広域連合の資料から説明があり「現在は規約の調整を進めている。県の事前協議を経て 11 月には確定して、12 月に規約の改正を行う予定である。これは愛知県との権限移譲の関係があるためのもので、その規約変更である」との補足がありました。

以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告が終了いたしました。

議案第 4 2 号

議長（伊藤芳孝君）

日程第2、議案第42号『東栄町介護保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第42号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第42号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第42号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号『東栄町介護保険条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第45号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、議案第45号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第2号）について』の件を議題といたします。議案第45号の質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の10ページから34ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

23ページの商工費のところの温泉施設費について質問いたします。先ほど委員会報告のところでもありましたように、委員会でも質疑があったように、それを踏まえまして質問したいと思います。今回の418万円についての修繕というふうなことなんですけども、この金額は当初予算のところでは上げられている1,233万円の修繕費用この部分との関連、それから昨年度の3月議会のところでは127万円のところの修繕費用も出ています。こういう一連の中で、この418万円というのはどういう位置付けになっているのか。つまり3月の補正のところでもいわゆる管から漏れがあるとか、そういう経年劣化ということで出されています。今回も

そういうようなことで、当初予算 1,233 万の関係で、これ、どういうふうに移していくのか。そのへんを説明お願いいたします。

(「議長、経済課長」の声)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、経済課長。

経済課長 (金田新也君)

昨年から度々の補正をいただきまして、温泉は修繕をしてきております。3月補正、そして当初予算と 1,000 万を越す額の予算をいただいております。これらの関連であります、配管の劣化に加えて機器の劣化これも実は始まってまいったようであります。これらは現在調査中でありまして、機器のどのくらい持つのかという耐久の度合いもそれぞれ違うもんですから、工事に入る業者さん等にも修繕計画の今までの履歴をいただいて、今後どこが弱くなっていくのかそういったことも長期的な視野も含めて検討を加えていきますので、関連はそれぞれ機器は繋がっておりますのであるのかもしれませんが、詳細についてはわかりません。わかってきたのは、配管に加えて機器の劣化も始まっているということで、中期的な填補のもとで計画を立てることが早急な課題というふうに認識はしております。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、5番。

5番 (加藤彰男君)

今説明がありましたけども、配管のみならずいわゆる温泉の中心的機能である機器そのものも経年劣化している。全体が経年劣化してきていると。そういう点では、15周年も過ぎこれで20周年をどう迎えるかという段階にきている中で、中途の修繕が段々嵩んでくる、この問題が1つあるわけですけども、それ以上に温泉そのものをどうやって今後あと10年とかまず20周年迎えた段階だと30周年に向けてどうするのかと。ここの中において位置づけをしないと難しいんじゃないかと。つまり、修繕の部分がどんどん嵩んでいだけになってしまいう構造になってしまう。じゃあ、実際に温泉の全体の経営の中で、この修繕費がどれだけの割合占めるかというのは、逆に言えば温泉にどれだけのお客さんが来てくれるか、それから全体の経営収支がどうなっているかということも極めて密接な関係になってくると思うんです。ですから、現状としては大規模改修しなくちゃいけない段階にきてる。これは明らかだと思っんですね。

そうすると、それだけの大規模改修するだけの費用をどうするのか、これはおのずとこの後10年先、20周年迎えてその先についてのとうえい温泉の在り方そのものをちゃんとしっかりしなくちゃいけないんじゃないかと。

これまさに、とうえい温泉についてちゃんとやっぱり業態として、業として経営分析を行

って集客の問題や経営効率の問題やそれから雇用の問題やそれから長期的な部分それから全体の観光行政なり観光政策の関係等含めたこういう後半の意味の分析が必要じゃないかと思うんですけど、そのあたりの問題意識はどうなんでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

経済課長。

経済課長（金田新也君）

温泉の施設設備については、東栄町が責任を持ってやると。それから温泉自体の経営は、株式会社とうえいが行うとそういう2重構造の中でやっていますが、それぞれが東栄町全体としてどう持っていくべきかというような視点は、持つ必要があると考えます。

外部の力を得て、その分析をそういったデータが出来るのかどうなのかそれも検討はしていきたいと思いますが、まずは少し長期的な視点を持った観光行政全般を踏まえて検討を加え、その中への位置づけを加えていくことが大事だと思いますので、ご指摘の点を視点におきながら考えたいと思います。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

第三セクターであるということは以前確認しましたが、第三セクターですと民が入っていないわけですね。つまり公として実際はそこに株式会社を作りながら、そこがやっている。施設面は、公の方で見えていますというふうなことです。本来、第三セクターならば民が入ることによって、その民の力を借りていわゆる経営の問題やいろんな問題をカバーして行って行政がやるよりも効率が良いというのが第三セクターの位置づけだと思うんですけども。民が入っていない段階、今後入る予定は多分ないと思うんですね。そうすると、町そのものがやっぱり株主として、実際経営主体になるわけですからこのところに民間手法という部分でいくなれば、経営分析ということをちゃんと入れないとこれは第三セクターとしていわゆる集客、営業含めて展開できないんじゃないかと。まだこの第三セクター、これはちゃんと行政として経営分析をやっていくと、経営をどうしていくと、そういう視点で組み立てが必要だというふうに思います。そのへん重ねてどうでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

株式会社とうえいとしての経営状況につきましては、議会の初日に報告をさせていただいたところであります。報告にもありますように、東栄町には納付金を納めていただくこと、それからそれも合わせて28年度においても経営そのものはですね、黒字に転換してるというところでありますので、さらにそこをしていくような形をしていきたいと経営の方はそう思っております。

ただ、片方でやはりハード面もありますので、今回も400万お願いしましたが、先ほど課長が説明させていただいたように、これからの修繕どこでどういうふうに形での大規模な改修が必要かということも含めて計画を立てさせていただいて、それと合わせていきたいと思っておりますので、現在中に経営改善という形を入れるかどうかということは、まだ今のところ検討しておりませんが、きちっとハードの部分と今後の転向を今の課題だと思っております。

運営そのものは、先ほど申しましたように黒字で今いっているのと、やはり雇用が図られているという点がありますので、そこを上手く維持してさらにプラスしていきたいなというふうに考えてます。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の3ページから9ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第45号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第45号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第2号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第46号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第4、議案第46号『平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。

議案第46号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の37ページから39ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第46号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第46号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（異議「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号『平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第47号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第5、議案第47号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。

議案第47号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の43、44ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第47号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 47 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 48 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 6、議案第 48 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件を議題といたします。

議案第 48 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 47、48 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

以上で議案第 48 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

討論なしと認めます。これより、議案第 48 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 49 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 7、議案第 49 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件を議題といたします。

議案第 49 号の質疑に入ります。「収益的収入及び支出」、全般についてお願いします。別冊の東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 7 ページでございます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

以上で議案第 49 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

討論なしと認めます。これより、議案第 49 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 1 号) について』の件は原案のとおり可決されました。

承認第 3 号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 8、承認第 3 号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声)

総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

承認第 3 号東栄町表彰審査委員会委員の選任について。東栄町表彰審査委員会委員に下記の者を選任したいので、東栄町表彰条例第 4 条の規定により、議会の承認を求めます。平成 29 年 6 月 21 日提出東栄町長村上孝治。

住所、氏名を朗読させていただきます。氏名は敬称を略させていただきます。東栄町大字足込字□□□、伊藤勝。東栄町大字本郷字□□□、原田勝。東栄町大字振草字□□□、初澤宣亮。東栄町大字三輪字□□□、山田逸雄。東栄町大字本郷字□□□、渡邊忠司。東栄町大字振草字□□□、佐々木経人。東栄町大字下田字□□□、三井孝男。東栄町大字本郷字□□□、長谷五子。東栄町大字振草字□□□、原さき子。

理由、任期満了によります。任期は、平成 29 年 6 月 21 日から平成 31 年 6 月 20 日までです。以上です。

議長 (伊藤芳孝君)

承認第 3 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

以上で承認第3号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって承認第3号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』の件は原案のとおり同意されました。

継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第9『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。これをもちまして、『平成29年第2回 東栄町議会定例会』を閉会いたします。